

令和 6 年 7 月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消しています。

玖珠町農業委員会



玖珠町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年7月10日（水曜日） 午後1時30分

2. 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室

3. 出席農業委員

1番	園田 恭子	2番	江藤 徳幸	3番	繁田 郁子
4番	藤本 太一	5番	小野 文隆	6番	（欠席）
7番	安藤 慎八（会長）				

4. 出席農地利用最適化推進委員

1番	小雲 基廣	2番	長尾亀世美	3番	衛藤 榮一
4番	川邊 真八	5番	藤原 善和	6番	渡邊 清文
7番	（欠席）	8番	藤本 哲朗	9番	湯浅 定夫
10番	（欠席）	11番	松方 洋一	12番	柳井田英徳

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項に規定する許可申請について
議案第3号 非農地証明願いについて
議案第4号 農用地利用集積計画について
報告第1号 農用地利用集積等促進計画について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
（相続）
報告第3号 農地法第18条合意解約通知書について

6. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	井村 剛秀	主幹（統括）	梅木 嘉子
主幹	鶴窪 秀夫	主査	樋口 亜衣子

7. 会議の概要 事務局長	お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。 ただ今より令和6年7月定例総会を開催します。 では、着席して進めさせていただきます。 では、安藤会長あいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 農業委員定数7名に対して、6名の出席です。玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。 次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、議長の承認のうえ発言をお願いします。 また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。離席する場合は議長の許可をもらってください。 それでは、議長の選出ですが、玖珠町会議規則第4条の規定により会長が議長となります。 以後の議事の進行につきましては、安藤会長よろしくをお願いします。
議長	本日の議事録署名人の指名ですが、2番委員、3番委員、よろしくをお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見を申し上げます。それでは議事に入ります。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
事務局	お疲れさまです。 座って説明いたします。議案集1ページをお開きください。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 番号1番 大字山浦字中塚〇〇番の〇です。登記簿地目は田で、面積は、1, 158㎡です。申請者及び譲受人は、大字〇〇の〇〇〇〇さんです。土地の譲り渡し人は、〇〇県の〇〇〇〇さんです。

事務局	譲渡目的は贈与です。担当委員は、6番委員です。 番号2番 大字古後字原〇〇番外2筆です。登記簿地目は田で、合計面積は、2, 123㎡です。申請者及び譲渡し人は、大字〇〇の〇〇〇〇さんです。土地の譲り受け人は、大字〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡目的は贈与です。担当委員は、5番委員さんです。以上です。
議長	それでは担当委員の説明ですが、番号1を6番委員が欠席のため推進委員、番号2を5番委員お願いします。
推進委員	それでは、番号1の調査報告をいたします。 7月6日に申請人の〇〇〇〇さんと私で現地の立ち合いをしました。6番委員につきましては、6月の現地立会の時に近くの圃場を確認した際に確認しておりますので申し添えます。土地の所在については、〇〇の〇〇〇〇〇から〇〇方面に行き、以前〇〇〇という店がありましたがその向かいの宅地の横になります。 水稲と建設業の兼業農家の譲受人が取得し、耕作する計画です。現況は田で、水稲を作付ける計画です。権利の内容は譲渡人からの贈与であります。親戚関係であり譲渡人が遠方ということもあり、今回の申請になっています。本人は〇〇に住んでおり通作距離も6.5キロで通作可能です。農業については、トラクターも所持しており本人と弟の2名で耕作する計画で問題はありません。
議長	続きまして番号2を5番委員さんお願いします。
5番委員	番号2の調査結果を報告します。 7月7日、申請者の〇〇さん、推進委員と現地の立ち合いを行いました。土地の所在は大字〇〇の県道〇〇線から〇〇集落の南に位置しています。〇〇さんは大工さんであり、水稲を少し作付けしています。今回の申請につきましては30年ほど前から耕作をしている場所であります。お父さんの代にその方とこの方と譲り受けをしまして、担保の関係などがありまして名義変更が出来ないということで現在に至っており、今回の申請で所有権移転をして耕作、管理する計画です。農機具はトラクターや田植機などを所有しており耕

	作に問題はありません。
議長	推進委員さん補足ございましたらお願いします。
推進委員	別にありません。
議長	それでは、番号 1 から番号 2 について質疑に入ります。 質疑がある方は挙手をお願いいたします。
議長	無いようでしたら採決します。 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、 原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。
農業委員	(全員挙手)
議長	全員賛成です。議案第 1 号は原案のとおり決定いたします。
	次に、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項に規定する許可申請について、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてご説明いたします。 番号 1 番 土地の所在は、大字山田字山王〇〇番〇です。登記簿地目は田、面積は、3 1 0 m ² です。申請者は、大字〇〇の〇〇〇〇さん、転用目的は、自己の住宅を建築するためです。担当委員は、3 番委員さんです。以上です。
議長	それでは担当委員の説明ですが、番号 1 を 3 番委員お願いします。
3 番委員	(担当委員説明) 番号 1 の調査報告をいたします。7 月 8 日に申請者の〇〇さん、推進委員と事務局で現地の立ち合いを行いました。土地の所在は国道〇〇号線から〇〇方面に入った場所で、〇〇〇の近くに位置し

	ています。田んぼを宅地にする計画で、現況は雑種地の状態です。周囲には農地や宅地などが存在し、隣接の農地や宅地には影響ない計画です。具体的な利用内容は一般住宅で1 2月くらいに着工し、3月くらいに完了する予定です。
議長	推進委員さん補足があればお願いします。
推進委員	懸念材料はありません。
議長	それでは質疑のある方は挙手をお願いします。 無いようでしたら採決します。
農業委員	議案第2号 農地法第4条第1項に規定する許可申請について、 原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。 (農業委員挙手)
議長	全員賛成でございます。議案第2号について原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。
事務局	次に、議案第3号 非農地証明願いについて、事務局説明をお願いします。 議案第3号 非農地証明願いについてご説明します。3ページをお開きください。 番号1 場所は、大字四日市字唐木〇〇番外1筆です。登記簿地目は田、合計面積は、1, 404平方メートルです。申請者は、〇〇の〇〇〇〇さんです。当該農地は、農地法施行規則第29条第1項による許可不要による非農地証明願いとなります。農地法施行規則第29条第1項の内容は、耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に利用するほか、農地の保全又は利用の増進のため農業用施設などで利用するときに、農地転用の許可手続きは不要との規定です。今回は、この一帯に水が少ないとのことで、貯水槽を作るといことです。貯水槽を作ってその下方の農地への水を賄う

議長	という目的です。担当委員は、4番委員さんです。
4番委員	それでは担当委員の説明ですが、 番号1を4番委員お願いします。 (担当委員説明) それでは番号1番の調査結果を報告いたします。 7月8日に申請者の〇〇さんの代理人であります〇〇さんと事務局で現地の立ち合いをしました。土地の所在は大字〇〇の〇〇です。県道〇〇線から2キロほど進み、旧〇〇の手前100メートルを右に曲がり、さらに1キロメートル入ったところを右に曲がり150メートルほどの場所です。現況は農業用の水利施設の貯水槽となっております。この農業用の施設設置は令和5年度に完了し、町の事業で設置したのもで、農地転用許可の不要の案件です。今後は現状のままで管理するということです。問題はないと思います。以上報告します。
議長	事務局 補足があればお願いします。
事務局	特に補足はありません。
議長	皆さんよろしいですか。 この貯水槽は公共事業で皆さんのために設置したもので、転用許可が不要とのことでした。
農業委員	(農業委員会での)報告はいらなかったのでは。
事務局	今日説明をしたのは、別冊でお配りしている参考資料集の2ページですが、玖珠町農業委員会非農地証明願事務取扱要領の二重線を引いている第4条の(3)の、転用許可を受けずに転用され、非農地化した土地に該当するもので、議案として提出しているのもです。
農業委員	この土地の地目は何になるのか

6 番委員	地目は法務局が判断します。
7 番委員	誰が所有者となるのか
事務局	100 メートル以上ボウリングをして、ポンプアップして貯水槽のため、もともと 150 枚以上の田を基盤整備して 30 枚ほどになった農地に供給するもので、今まで湧き水で対応してはいたけれども、水がなく困っていたことから今回の公共事業によって、農地を貯水槽として整備転用した案件です。許可不要であり、非農地証明の要件に該当するので、今回委員会に提出しているものです。今後は、地元団体での管理することになるようです。以上です。
議長	非農地証明願いについて、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。
農業委員	(農業委員挙手)
議長	全員賛成でございます。原案のとおり許可し、証明書を交付します。
事務局	次に、議案第 4 号 農用地利用集積計画について、事務局説明をお願いします。 (事務局説明) 次に、議案第 4 号 農用地利用集積計画書についてご説明いたします。別冊の議案書の最後のページ 2 ページをご覧ください。 すべて新規の設定です。 3 年未満の合計件数は 1 件で、面積 1, 0 1 0 m ² です。 3 年から 5 年の合計件数は、1 件で、面積 1 2, 2 2 8 m ² です。 合計件数 2 件、合計面積 1 万 3 千 2 3 8 m ² です。以上です。
議長	質疑はありますか。 無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される農業委員は挙手をお願いします。
農業委員	(全員挙手)
議長	全員承認です。議案第 4 号は原案のとおり承認されました。

議長 事務局	以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。 引き続き、報告事項について事務局説明をお願いします。 （事務局 報告事項） 続きまして、報告事項に移らせていただきます。 報告第1号 別冊の農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。同計画は、農地中間管理機構による契約について、農業委員会の意見聴取を行うものです。内容にご意見が無ければ、農林課を経由して、機構へ意見の報告を行います。最終的には、大分県がこの計画内容を公告します。詳細はご一読ください。 続きまして議案集4ページをお開きください。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による相続による所有権移転が3件提出されております。詳細はご一読ください 報告第3号 農地法第18条による合意解約通知書が5件出されております。詳細は、ご一読ください。以上で議案集記載の報告事項を終わります。
議長 事務局	報告事項について、質疑はありませんか。 次に、協議、連絡事項があれば事務局説明をお願いします。 （事務局 連絡事項） 資料に沿って説明 農地パトロールについて 期限までのご提出と、タブレット利用の方は事務局までお知らせください。
議長	その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。
議長	（発言なし） よろしいですか。 それでは、以上をもちまして、玖珠町農業委員会7月定例総会を閉会します。

--	--